福岡市公報

令和８年11月16日　第7285号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

―目　　次―　　ページ

規　　則

○福岡市事務分掌規則の一部改正（第68号）…… 1

告　　示

○福岡市職員の公務員倫理に関する条例の運用状況の公表（第211号）…… 2

○都市公園の位置及び区域の変更（第212号）…… 4

公　　告

○地域農業経営基盤強化促進計画の変更（第281号）…… 4

○須崎公園の利用料金の一部改正（第282号）…… 4

市　　教

○指定管理者の主たる事務所の所在地又は代表者の変更（告示第２号）…… 5

規　　則

福岡市事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和８年11月16日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第68号

福岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第３　３　主査の表総務企画局の部国際部の款国際政策課の項中「４」を「３」に改める。

附　則

この規則は、令和８年12月１日から施行する。

告　　示

福岡市告示第211号

福岡市職員の公務員倫理に関する条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、令和７年度における条例の運用状況を次のように公表する。

令和８年11月16日

福岡市長　髙　島　宗　一　郎

1　令和７年度において審査を受けた贈与等報告書、所得等報告書及び利害関係者との飲食の指定及び届出の件数

区　分	件　数	適　用　条　項
贈与等報告書	135	条例第５条
所得等報告書	3	条例第６条
利害関係者との飲食の指定	62	福岡市職員倫理行動規準（以下「倫理行動規準」という。）第７条第１項第６号ただし書
利害関係者との飲食の届出	171	倫理行動規準第７条第１項第８号ただし書

（注１）　贈与等報告書の件数は、１人の職員につき、１回の贈与等を受けるごとに１件としている。

（注２）　利害関係者との飲食の指定及び届出は、１回の飲食ごとに行うこととしている。また、指定の依頼及び届出は、１回の飲食ごとに職員１人が代表して行うことができることとしている。

2　条例第７条第２項の規定に基づく贈与等報告書の閲覧請求の件数　０件

3　福岡市職員公務員倫理審査会の開催状況

期　日	議　題
令和７年８月25日	⑴　贈与等報告書の審査について 審査件数　73件 審査結果　特に問題なし ⑵　所得等報告書の審査について 審査件数　３件 審査結果　特に問題なし ⑶　条例の運用状況の公表について ⑷　利害関係者との飲食の指定及び届出の審査について 審査件数　45件 審査結果　特に問題なし

令和８年２月６日	⑴　贈与等報告書の審査について 審査件数　62件 審査結果　特に問題なし ⑵　利害関係者との飲食の指定及び届出の審査について 審査件数　188件 審査結果　特に問題なし

（注１）　所得等報告書の審査件数は、令和６年１月から同年12月までの間の所得に係るものについて審査した件数をさす。

（注２）　贈与等報告書の審査件数は、令和６年10月から令和７年９月までの間に受けた贈与等に係るものについて審査した件数をさす。

（注３）　利害関係者との飲食の指定及び届出の審査件数は、令和７年１月から同年12月までの間に提出があったものについて審査した件数をさす。

４　倫理行動規準第５条第２項第１号の規定に基づき利害関係者に該当しないものとして任命権者が定めた件数　０件

５　条例又は倫理行動規準に違反する行為として地方公務員法第29条の規定に基づき懲戒処分を行った件数　０件

６　条例の周知及び倫理感のかん養・保持等のための施策の状況

⑴　職員向けの周知等

項　目	内　容		時　期
依命通達等	綱紀の粛正の依命通達等において、倫理行動規準の厳守、市民の疑惑を招くような行為の禁止、公金等の適正管理及び服務規律の遵守等について、指導の徹底を図った。		令和７年６月及び12月
研修	研修企画課研修	新規採用職員、新任課長、係長等1,198名を対象に研修を行った。	各研修時
	全職場研修	各職場単位で12,163名を対象に研修を行った。	令和７年７月及び８月頃

⑵　市民向けの周知等

項　目	内　容	時　期
条例の運用状況の公表	市公報により、令和６年度における条例の運用状況を公表した。	令和７年11月10日 福岡市告示第231号

福岡市告示第212号

都市公園の位置及び区域を次のように変更するので、福岡市公園条例第３条第１項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（住宅都市みどり局みどり推進部みどり運営課）に備え付ける。

令和８年11月16日

福岡市長　髙　島　宗一郎

１　位置及び区域を変更する都市公園

区分	名称	位置	区域	面積（平方メートル）	備考
変更前	奈多公園	福岡市東区大字奈多地内	福岡市東区大字奈多字中裏付1243番377から1243番380まで及び1243番384	3,065	昭和62年福岡市告示第60号により設置
変更後		福岡市東区雁の巣一丁目及び奈多三丁目地内	福岡市東区雁の巣一丁目1243番369、1243番377から1243番379まで、1243番381及び1243番480並びに奈多三丁目444番２	4,170	

２　変更に係る位置及び区域の供用開始の期日

令和８年11月16日

公　告

福岡市公告第281号

農業経営基盤強化促進法第19条第５項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第８項の規定により次のように公告する。

令和８年11月16日

福岡市長　髙　島　宗一郎

１　地域農業経営基盤強化促進計画を変更した区域

内野、今宿及び元岡

２　地域農業経営基盤強化促進計画の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福岡市役所（農林水産局総務農林部農業政策課）

福岡市公告第282号

福岡市公園条例第23条の３第２項後段の規定に基づき、須崎公園の利用料金の額の変更について承認したので、同条第３項の規定により次のように公告する。

令和８年11月16日

福岡市長　髙　島　宗一郎

須崎公園の利用料金に関する公告（令和７年福岡市公告第124号）の一部を次のように改正し、令和８年12月１日から施行する。

２　有料公園施設の表中「利用時間が２時間30分を超え24時間以内のときは1,000円」を「平日かつ利用時間が４時間を超え24時間以内のときは1,600円とし、土日祝かつ利用時間が３時間を超え24時間以内のときは1,200円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

１　普通自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車をいう。

２　土日祝とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とはそれ以外の日をいう。

市　　教

福　岡　市
福岡市教育委員会告示第２号

公の施設の指定管理者から令和８年福　岡　市／福岡市教育委員会告示第１号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市音楽・演劇練習場条例第15条後段、福岡市営駐車場条例第13条後段及び福岡市立市民センター条例第17条後段の規定により次のように告示する。

令和８年11月16日

福岡市長　髙　島　宗一郎
福岡市教育委員会

区　分	公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者（共同事業体の構成団体の代表者）の主たる事務所の所在地	指定管理者（共同事業体の構成団体の代表者）の代表者の氏名	変　更年月日
変更前	福岡市立東市民センター、福岡市千早音楽・演	なみきスクエアみらい	東京都品川区東品川二丁目３番11号		令和８年

変更後	劇練習場及び市営千早駅前駐車場	ネットワーク	東京都港区東新橋一丁目５番２号汐留シティセンター		５月１日
変更前	福岡市立東市民センター、福岡市千早音楽・演劇練習場及び市営千早駅前駐車場	なみきスクエアみらいネットワーク		代表取締役 山北　栄二郎	令和８年６月30日
変更後				代表取締役 青海　友	